

浜田市選挙管理委員会告示第 5 号

令和8年2月8日行う衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙につき、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第6項の規定により読み替えて準用される第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所の開閉時刻を次のとおり変更する。

令和 8 年 1 月 27 日

浜田市選挙管理委員会委員長 岡 本 正 博

期日前投票所名	開始時刻	閉鎖時刻
浜田市金城支所期日前投票所	午前 8 時 30 分	午後 7 時
浜田市旭保健センター期日前投票所	午前 8 時 30 分	午後 7 時
浜田市弥栄会館 2 階期日前投票所	午前 8 時 30 分	午後 7 時
浜田市三隅支所分室期日前投票所	午前 8 時 30 分	午後 7 時
島根県立大学浜田キャンパス期日前投票所	午後 0 時	午後 5 時
移動期日前投票所	山賀集会所	午前 11 時
	小角集会所	午後 1 時
	横谷集会所	午後 2 時 30 分
	黒沢集会所	午前 9 時 30 分
	的野集会所	午前 11 時
	田野原上集会所	午後 1 時 30 分
	熊の山集会所	午後 2 時 30 分